

島根県立平田高等学校 部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活を充実させる。
- (2) 部または個人の目標の実現に向かって心身の鍛錬に努めるとともに、生徒自らが考え創意工夫をしながら行動していく態度を育成する。
- (3) 技術や技能の向上のみならず、自他を認め合い仲間と協働して活動する楽しさや喜びを味わい、生涯にわたり豊かな生活を営む資質を育成する。

2 本年度の部活動

(1) 設置部活動

《体育部》

野球部 バレーボール部 陸上競技部 駅伝部 柔道部 剣道部 卓球部
男子テニス部 女子ソフトテニス部 男子バスケットボール部
女子バスケットボール部 サッカー部

《文化部》

文芸図書部 吹奏楽部 美術部 写真部 JRC部 英語研究部 放送部

(2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間
 - ・学期中 平日3時間程度 週休日等4時間程度
 - ・長期休業中 4時間程度
- ②休養日
 - ・週当たり1日以上とする。
 - ・長期休業中 3日以上長期休養期間を設ける。
 - ・定期試験の1週間前から原則として休養日とする。
 - ・原則「しまね家庭の日(毎月第3日曜日)」は、休養日とする。
 - ・休養日に大会やコンクール、合宿等が開催されるようになった場合、その終了後、早い時期に休養日を設定する。
- ③その他
 - ・総体前の活動及び各部活動において主となる大会の前については時間延長を認める。
 - ・大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連、高野連、吹奏楽連盟主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないたいせつなことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。

附 則

この方針は令和2年5月1日より施行する。

この方針は令和8年4月1日より施行する。